

○一関工業高等専門学校客員教授等選考規則

(平成17年12月28日)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における客員教授及び客員准教授の称号付与について(平成24年7月3日理事長裁定)に定めるもののほか、一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)において、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を称せしめる場合の選考に関し、必要な事項を定めるものである。

(資格)

第2条 客員教授等として選考できる者は、次の各号の一に該当する者のうち、教育又は研究等に従事する者とする。

- 一 常時勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)以外の教職員
- 二 その他校長が特に相応しいと判断した者

(推薦)

第3条 前条に該当する者で、客員教授等の称号を付与する必要があると認められる場合には、推薦書(別紙様式1)により校長に推薦するものとする。

(選考)

第4条 客員教授等の選考は、高専以外の教育機関、研究機関、地方公共団体等の職員の経験を有し、かつ、常勤の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者について人事委員会で審議のうえ、校長が決定する。

(付与期間)

第5条 客員教授等の名称を付与する期間は、当該者が本校で行う教育又は研究等に従事する期間とする。

(通知)

第6条 客員教授等には、人事異動通知書(別紙様式2)により本人に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月15日から施行する。

附 則（令和3年4月15日規則第2号）

この規則は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月9日規則第2号）

この規則は、令和4年6月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名

印

一関工業高等専門学校客員教授等の推薦について

標記のことについて、下記の者を一関工業高等専門学校客員教授（又は客員准教授）として推薦いたします。

記

1. 現 職

2. 氏 名

3. 推薦理由

(添付資料) (第2条第1号該当者は除く。)

・履歴書

(別紙様式2)

一関工業高等専門学校
人事異動通知書

| | |
|---|------|
| (氏名) | (現職) |
| <p>(異動内容)</p> <p>一関工業高等専門学校客員教授（又は客員准教授）の称号を付与する 付与期間は 年 月 日から 年 月 日までとする</p> | |
| <p>年 月 日</p> <p>任命権者 一関工業高等専門学校長 氏 名 印</p> | |